

# ハドソン河流域におけるマナ社会とそのマーケット

——一七八〇～一八五〇年——

茨木慶三

## はじめに

先に筆者は、「ニューヨーク植民地大所領」について論じ、また、民主化の観点から独立革命とその後の「ニューヨーク大土地保有の残存と解体」に触れ、さらにとくに、「革命後ニューヨークにおけるロイヤリストの処遇と土地没収に関して」<sup>①</sup>究明してきた。ところで最近、フランスの研究施設所属のブリューゲル (Martin Bruegel) がマナ社会の問題についての分析を公にした。<sup>②</sup>そこで以下筆者は、彼の論考に基づきながらこの問題を再検討したい。

顧みるに、ハドソン河流域の農民は、一七六六年大騒乱の失敗にもかかわらず、地主支配終結を旨として闘った。一七九〇年代コロンビア郡での闘争はいうまでもなく、一九世紀に入って、農民運動が燃え上った。一八一～一八二二年、リビングストン家 (Livingstons) テナントは、議会に同家土地権原の疑惑調査を請願し、地代支払いを強制したシェリフを弾劾した。ついで一八三〇・四〇年代、有名な反地代闘争が勃発した。ことに、一八三九年正月死亡した最後のパトロン S・バン・レンセラー (Stephen Van Rensselaer) が、約四〇万ポンドに達した未納地代を負債支払いに当てることを遺言したとき、農民は「委員会」を組織し、地代支払い要求に対する抗議集会を開催、バン・レンセラーの相続人は、この反地代運動委員らとの会合を拒否、かつ地代減額要請を斥けた。憤怒した農民は、同年七月大衆集会を開き、

ハドソン河流域におけるマナ社会とそのマーケット——一七八〇～一八五〇年——

地主支配からの独立を宣言した。バン・レンセラー家遺言執行人は、訴訟を起こして裁判所からの不動産回復文書を獲得した。テナント大衆は、判決執行を試みたシェリフたちを脅かし、鎮圧隊を追い帰した。一八四四年までに反地代闘争は、バン・レンセラー家への局部的抗争から東ニューヨーク中の定期賃貸借そのものへの反対闘争へと成長した。インディアンに扮した騎馬農民が、田園地域を徘徊して地主代理人を震いあがらせ、投獄されたものを奪還するほどの勢いを示した。彼らは、タウン・郡・州委員会を組織し、新聞を発行、また代弁者を議会へ選出した。すなわち、これらの社会的不穏行為は、リビングストン、バン・レンセラー両家が農民に土地をリースしたコロンビア郡で連発、結局騒乱は、一八四〇年代まで続き、政治家を巻き込み、四六年の州憲法改訂会議でのマナ・リース廃止を結果したのである。<sup>③</sup>

ともあれ、独立革命後約七〇年間のハドソン河流域マナ領地では、定期賃貸態様と治安妨害的姿勢は、ほどけ難くからみあっていた。なぜなら、地主・テナント関係を支配したリースが多年、慣習的に二世代の間、経続したからである。マナのリースは、現金・現物での地代支払いと諸奉仕を留保した。テナントがこれらの要求を充足しなかった場合、マナ領主（＝地主）による占有権回復が許された。反徒テナントは、自分たちが耕作する土地の所有を自分たちに許さない制度と闘ったのである。<sup>④</sup>土地の借用は、農民の資源利用を制約し、彼らの拡大する生産物の市場への接近を規制した。当然のこととして地主は、借手が従事する如何なる経済上の取り引きにも干渉した。もしテナントが、そのリースを売却すると決定したならば、その売却価格の一〇ないし二五％の譲渡許可料（クォーターセールス）に手をつけた。

ところで、一七六〇年代と一八四〇年代のテナントの不穏状態について、二種類の解釈がなされている。ベッカー（Carl L. Becker）やマーク（Irving Mark）のようないわゆる革新学派は、革命期のハドソン河流域での動乱を階級闘争とみなした。<sup>⑤</sup>これに対してハーツ（Louis Hartz）は、このような史的評価に挑戦してハドソン河流域社会はとるにたらない例外と考え、ホッフスタッター（Richard Hofstadter）は、ハドソン河流域を封建的土地分配見解のアメリカへの移入不能を証明した一種のテスト・ケースと指摘した。<sup>⑥</sup>またキム（Sung Bok Kim）は、地主テナント関係を性格上封建的よりも資本主義的で近代的とみなし、さらに、ハンドリン（Oscar Handlin）、ホックス（Dixon Ryan Fox）、ボノミー（Patricid Bonomi）、キムは、一七五〇・六〇年代の農村不穏を東ニューヨークの土地権原を求めたニューイングランド・スコッターの流出移住の結果と考えた。<sup>⑦</sup>他方、リンド（Staughton Lynd）やカンツリイマン（Edward Countryman）によれば、待機中の資本家の土地渴望ではなくて、マナの状況へのテナントの不満のために反乱が推進されたのであり、ハドソン河流域の騒擾は、企業心ある

利潤を追求した地主と政治的・経済的民主主義を設定するために努力した水平運動を目ざす小定期賃借人との階級闘争であった。⑨そして、エリス (David Maldwyn Ellis) によれば、「反地代闘争」は、封建的土地保有態様の根跡を排除せんとする長くて華美な抗争として終結した。それは、長い間ニューヨークを支配してきた貴族的徒党に対する民主的な農民の鳴り響く抗議であった。クリストマン (Henry Christman) は、そのエピソードに貴族的過去から民主主義の出現における決定的勝利というレッテルをはったのである。⑩

思うに、騒動の持続は、コロンビア郡タカニック山からスコッターが姿を消してしまったときに、キムらのような事件を外部の干渉に帰因したとする解釈の限界を示唆している。また、テナントの騒動の証拠は、テナントの抵抗を資本家地主に反対する共同社会主義者、孤立主義者、そして防衛的思想を支持した社会的悪漢、素朴な反徒の行為と説明することに疑問を投ずる。コロンビア郡テナント・地主間の持続した抗争は、いわゆる革命前北米の「封建的復活」の存在を確証する。⑪テナントは、それが自治を制限したがゆえに、マナの拘束に憤怒した。テナントは、彼らの抵抗を、封建制度Ⅱ独立よりも搾取、自由よりも弾圧、平等よりも特権、文明よりも野蛮といった特質の複合物に対しての闘いと理解していた。一七九〇年代にせよ、一八四〇年代にせよ、テナントは、アメリカ独立革命が約束したが、彼らの社会的・経済的立場が否定した権利を求めて闘った。テナントは、ヨーロッパの農奴とは違って移動の自由を享受していた。しかしマナシステムでは、テナントは、地主の強制労働に服さねばならず、リースは、地主がテナントによる建物や土地への主要な改良を所有することを定め、なかならずテナントは、マナ領主に何日かの労役を無償で提供しなければならなかった。さらに、耕地の売却毎にマナ領主が集めた取り立て(譲渡許可料)は、テナントを不利とし、テナントの移動性の歯止めとして機能した。テナントの不穏状態は、地主を威嚇し、州当局を煩わし、世論を扇動した。しかし、大いにテナントに有利な傾向が生ずるのは一八四〇年代までではなかった。そのとき始めて、利害関係の収束がテナントをしてビジネスメン、都市や田園の政治団体指導者のなかに政治的味方を見い出させた。市場経済の原則の台頭は、土地・労働・商品の自由交換への妨害が、経済成長への障害として排除されることが必要であるという世界観を生んだ。一八四〇年代までにマナは、経済発展を阻止する制度とみえた。私有財産の権利よりはむしろ義務という新しい理解が、一八四六年州憲法改訂会議をしてマナ・リースを廃止せしめた。ある程度までそのとき、資本主義が私有財産の土台を弱らせたがゆえに、地主は自己の運動に失敗したのである。

一 (ハドソン河流域のマナ制度の問題)

一八一八年、探検家ホール (Francis Hall) が不心議がったように、「若い民主主義北米のただなかにかなりの封建主義の残さい」が存在した。リース地は、時には再更新なしで三生涯、時には複数年間、時には領主の任意の期間保有された。テナントは、現金のみならず生産物や労役で地代を支払った。ホールの指摘したように、賃借人の生活は、許可料、使用料、免役地代、留保権、ミル専有権などの付随義務で煩わされた<sup>⑩</sup>。そのほか、リビングストーン家の契約によれば、テナントは、山林や水路への入会を制約され、現物提供を強いられ、くわうるに数日の労役を課せられ、一定の撤種・植え付けや小建造物とか防柵の建立、マナ牧師の俸給の一部負担を義務づけられた。そのうえリビングストーン家は、一層の特権を留保、テナントはマナの地に居住するかぎり商取り引きを始めることができません、また同家は、市場向け農作物の先買権、ミル使用料 (ひかれた麦粉の一割) を取得する権限を保有した<sup>⑪</sup>。

マナ領主は、諸規程実施のため法行為を用いた。キムが示唆したように、リース条件を支援すべく法的手続きをとることをためらった植民地時代の先祖と違って、独立革命後のマナ領主は、怠惰なテナントを告訴することに何のしりごみも示さなかった。

またリース契約は、テナントがその査定不動産を所有していなくても、税金を支払う責任があった。このようなテナントへの財政的負担は、テナントをして結局政治的行動に駆り立てる立場に追いこんだ。すなわち、一方で彼らは、伝来の義務——地代の支払い、領主への服従、牧師俸給への貢献——を履行した。しかし他方で彼らは、州税という現代的な負担とそれに伴う権利をおもんばかっていた。

同地市民権法は、リビングストーン・マナの一〇人のうち九人が市民の地位を享受し、選挙で投票することを許していた<sup>⑫</sup>。

ニューヨーク革命当局は、領主に特権を与えた英法の残さいを排除すべく急速に行動した。リビングストーン・マナは、一七七七年、代議会員選出権を失わない、同時に同地邦憲法は、領主が享受したがめったに行使しなかった司法権を廃止した。さらに一二年以内に、邦議会は、長子相続制を廃止した。とはいえ邦議会は、すべての他の条項には手をつけなかった。明らかに新政体は、マナ財産の合法性に挑戦せず、また、そのリース条件を疑問とすることもなかった。つまり、基本的な性格において、マナ領主・テナント関係は、ヨーロッパのマナの条

件を再生産したのであった。しかも、一九世紀にマナ問題を取り扱ったニューヨーク法律家は、一三世紀の原則に戻った法的認定のための技巧を發展させ、同地当局が旧世界で無視された条例を履行したことをしばしば指摘しつつ、欧米リース実務の適合を明確に示唆した。そのうえ欧米両大陸では、リース契約は、商取り引きコストを賃借人に転嫁する一方、地主の多様な商業経営の独占を保証したのであった。<sup>16)</sup>

## 二 (定期賃貸借業務の経済的重要性)

一八一一年のリビングストンらのマナの賃借人は、自分たちのあわれな窮乏状態の緩和を達成せんと州議会への請願書を起草したが、そのようなときにテナントとその代弁人は、自己の経済状態の暗い面を描写した。また当時の年代記作者も、マナ・タウンの広がった物質的事情を指摘し、定期賃貸借保有態様を農業に悪影響を及ぼすと非難したり、テナントの労苦と地主の搾取を明言したりした。<sup>17)</sup>

時々、リビングストン・マナがコロンビア郡の人口成長を妨げたどうかの問題について、議論が燃え上った。すなわち、一方であるポーランド人旅行家は、「家屋の管理は良く、耕地には大底とうもろこしやそばがまかれ、消耗させられていない」と書き留め、他方ある新聞記者は、「勤労者の多くは土地の相続人でなく」、「同地開発に貢献していない」と推論した。<sup>18)</sup>

それはとにかく、経済発展は、テナントと自由土地保有農民とは異なった影響を及ぼした。〈表I〉<sup>19)</sup>が示すように、クレルモント・マナ・タウンの賃借人は、一七九九年と一八二六年に自由土地保有農民より総財産は少なかったが、一八世紀末までは、前者の動産は後者のそれより多額であった。ところが、両者の平均財産のギャップが約六%に狭まった一八二六年までに、後者の動産は前者のそれより高価値を有した。この逆転は、家畜飼育と酪農産物への移行と結びついている。テナントは、耕地を一七九九年から一八二六年の間に、自由土地保有農民の平均保有面積一〇七エーカーに近づけるべく、平均七九エーカーから一〇四エーカーに拡大した。<sup>20)</sup> テナントが土地枯渴の影響を免れるために新

〈表I〉クレルモント・マナ・タウンのテナントと自由土地保有農民の財産の平均価値 (ドル)

	テナント		自由土地保有農民	
	1799	1826	1799	1826
不動産	806	1,692	1,069	1,734
動産	210	183	165	265
合計	1,016	1,875	1,234	1,999
人数	72	63	46	39

〈表II〉 コロンビア郡のマナ・タウンと自由土地保有・タウンの人口成長  
 - 1790~1850年 -

	1790		1810		1830		1850	
	人口	人口	変化	人口	変化	人口	変化	
マナ・タウン	5,461	7,846	43.7%	9,741	24.2%	9,496	2.5%	
自由土地保有・タウン	19,687	20,496	4.1	24,774	20.9	25,599	-4.9	
比率	3.61	2.61		2.54		2.70		

ハドソン河流域におけるマナ社会とそのマーケット——一七八〇—一八五〇年——

しい土地をくわえたのに対して、自由土地保有農民は、家畜や道具に投資した。つまり彼らは、肥料を提供し、より良い耕作技術を用いることによって土地枯渇の防止を助けた。このような相違した方策は、市場でのテナントにとって相対的に不利な状態へと移された。なぜなら、市場で自由土地保有農民は、よりもうかる商品を提供できたからである。

ところで不動産の場合と殆んど同様である。マナ・タウンは、一九世紀始めおよび中ごろともに、自由土地保有・タウンに劣っている。しかし両者の相違は、より小である。マナでの一エーカーは、一七九九年に六ドル、一八四六年に一四ドルで、非マナでのそれは、それぞれ一ドル、一七ドルであった。つまり、この間、前者の価格は、後者の半分一寸上から五分の四余に変化したのである。その原因の一つは、一七九〇年と一八三〇年の間に、マナの人口が非マナのそれより急増したためである（表II参照）。しかし土地価格の上昇は、テナント人口にとって混成の恩恵であった。リース契約条件は、長期間形成上一定のまま（支払いの市場価格は、もちろん、小麦や労力の価格とともに変動したけれども）であったがゆえに、上昇する不動産価格は、地代と耕地の間の比率を一七九九年と一八二六年の間に、三・五から二・七％に減少させた。他方同時に、不動産価格の上昇のため州の課した財産への税金は押し上げられた。<sup>②</sup>

さて、複雑な発展はまた、マナでの緊張を悪化させた。リビングストン家が、免税収入から実質的財産を蓄積させたのに対して、賃借人の税負担は、よくて一定にとどまり、大抵は増大する傾向であった。さらに、大法官リビングストン (Chancellor Robert R. Livingston) らによれば、地代は、テナントの年収の三から一〇％の間で、相応するヨーロッパの地代の最下位であったとはいえ、大法官の収入は、一七九九年にテナントに平均収入の一八倍、その義息E・リビングストン (Edward P. Livingston) のそれは、一八二六年に五〇倍であった。リビングストン家は、このような「好ましい収入」を圧力なしに放棄しないであろう。<sup>③</sup>

これらの収入は、地主・テナント間の社会的懸隔を一層しづけた物質的所有物に転化し、リースによる収入差は、テナントの気分をめいらせた。こうして、M・リビングストン女史 (Mary Livingston) が認

〈表III〉 クレルモント・マナの地代構造

	1799	1826
テナントの数	97	84
現物支払のテナント	55 (56.7%)	30 (35.7%)
現金および現物のテナント	20 (20.6%)	34 (40.5%)
現金支払のテナント	22 (22.7%)	26 (23.8%)

ハドソン河流域におけるマナ社会とそのマーケット——一七八〇—一八五〇年——

めたように、テナントは、リース終結時に土地所有者に帰属した恒久的改良に投資することを危惧し、諸施設の建立に消極的であった。もつとも女史のいう惨めな状態は、特例であったかも知れず、一旅行者が指摘しているように、マナ・タウンのテナントの家屋はよくも悪くもないともいえた<sup>24)</sup>。これに対してリビングストン家の邸宅は、連合派時代（一七九〇—一八三〇年ころ）のもつとも立派な建造物の一つであった。実際、地代收入は、その卓越さを表明する舞台装置を建立させるに足るぜいたくな支出に燃料を提供するものであった。

カンツリイマンは、一七四〇年から一八〇〇年になされたリース契約では、地主は、テナントに行動の観点ではそれほどでないが、金銭支払いの見地でより多くを要求したと論じた。しかし、単純な貨幣化による資本家的押しつけという方程式を支持する証拠は殆んどない。

実際、利潤向上を求めることは、労役奉仕強要による労働の搾取を招いた。一七九九年と一八二六年の地代構造を分析すると、地主の耕地の耕作ないし、地主の生産物の市場への運搬のためにテナントが自己の一連の牛馬を使用することを余儀なくされたとき、リビングストン家が、テナントの牛馬による運搬日(ライディング)義務に固執した強烈さが示される。しばしば現金が、リース条件免除を生じさせた(表III)参照)とはいえ、地主のために肉體労働したクルレルモント・マナテナントの割合は、一七九九年の三分の二(九七人中六五人)から一八二

六年の約四分の三(八四人中六二人)に増加した<sup>25)</sup>。しかもキムが指摘したように、大地主は、ニューヨーク市へ送ることのできる小麦の源

として土地を育成した<sup>26)</sup>。これらは、金銭的価値を入手せんと決心した地主で、農業生産力の向上、すばやい空地の貸出しなどで、不動産をより営利的にした。そして、利潤追求方針を動機とし、また、商業的勢力によって支持されたこれらの努力は、マナ体制とよく調査した。

ともあれ、トックヴィル(Alexis de Tocqueville)は、封建的義務のわずらわしさでなくて手ぎわよさが、領主の特権と百姓の責務の間の衝突をいまわしいものとしたと指摘した。初期一九世紀ハドソン河流域のテナントが、彼らの状態が自由土地保有農民のそれに比較して好転したとしても、苦しい経済的成り行きを法的境遇に帰因するとみなすことに道理がある。ドイツ人史家ラウマー(Friedrich von Raumer)は、一八四五年に定期貸貸借を時代遅れで不適當と考え、「全く自由で、課税されず、重荷のない財産への先人親的愛好が、合衆国では非常に大きかったので、さ細な手数料でもか酷な負担とさ

れ、その支払いを屈辱・恥辱と考えられた」と解説した。テナントが年々直面した社会的低落観が、彼らの恨みを深め、それがマナ式の残さいを廃止する戦いを刺激するのを助けたのである。<sup>②③</sup>

### 三 (領主と地主とテナント)

地主・テナント関係は、基本的には不均斉であった。キム説とは反対に、テナントが、地主と強気の取り引きを進める余地はなかった。平等なパートナーではなかった。なぜならリースは、双方に異なった意味を具体化したからである。すなわち、地主には支配ないし力。テナントには依存・服従・卑下であった。<sup>②④</sup>

政治において、地主が行使した強い勢力は、驚くべきものであった。例えば一八〇七年、ある新聞編集者は、「テナントは領主の意志のままに投票している」と書いた。<sup>②⑤</sup> 諸地方紙は、リビングストン家の影響力と永続するマナ関係との間の結びつきを確認した(表Ⅳ<sup>①</sup>参照)。リビングストン家の政治上の卓越さのいくらかは、一八三一年までに消失したけれども、同家の一員はなお、概して民衆は、最富裕で高教養の人々——そのなかに同家のメンバーがいる——を選出することに反感をもたなかったと推定した。<sup>②⑥</sup>

ところで、地主がテナントからの恭順を期待したことに基づいて設定された慣習が、マナの日常の相互作用を規制した。マナ領主の父親気質の習慣と身分階層が、社会的秩序を保つ自然の建築用ブロックであった。マナ社会は、いわゆる畏敬社会であつて、ここでは平等の余地はなかった。リビングストン家は、マナ領主としての地位から自己の正体を引き出し、また、自己の表現はその地位を基底とした。キムは、同家はマナやニューヨーク州での権力を、自分たちの富、威信、そしてより重要なことには領域所有者としての地位から導き出したのであつて、急速に死滅した封建的領主特権からえたのではないと論じた。しかし、その領主特権がなければ、如何なる富も同家の生活に光彩を与えなかったであろう。彼らの特権とその結果した富がなかったならば、同家は、自己のマナ内外で権

〈表Ⅳ〉 コロンビア郡のリビングストン家の政治的影響力 (フェデラリスト票のパーセント) —1790~1820年—

	1793	1802	1812	1826
マナ・タウン	92.1	78.3	70.5	66.8
自由土地保 有・タウン	5.9	45.0	51.3	51.3

力を統御できなかったであろう。<sup>⑬</sup>

貴族的特性への形式ばった愛着は、同家の自負を示しているが、共和主義的平等の愛好家にとってもっとも魅力のある会話は、家族の往古の家柄、同家の紋章、同家の分枝、その親族関係の広がりについてであろう。同家の人々は、名前でなくてタイトル——女性でさえ——で呼称された。マナ領主の社会意識は、封建的屬性を伴った地主としての自意識に緊密に結びついていたので、一八一三年にテナントが法廷で同家の土地権原の合法性を問題にしたとき、領主M・リビングストン女史にとってもっとも重要であったのは、マナの無欠性であった。なぜなら、同家の実在のあらゆる他の側面は、無欠性にかかっていたからである。ポノミイ女史は、マナ社会を流動的で実力主義的であると描いたが、その住民の態度や世界観は、そのような特徴づけが如何に誤っているかを示唆する。<sup>⑭</sup>

#### 四 (テナントの抵抗)

テナントの不满には、経済的・社会的・政治的理由が存在した。マナの状態は、独立後の若い共和国への恐怖であり、先の独立革命が約束したすべての優越性を危うくするものであった。テナントの反乱は、彼らの劣等の地位に由来し、テナントの目標は、生産者と市民としての自治の獲得であった。<sup>⑮</sup>

土地と財産権とは、一七九〇年と一八五〇年との間にハドソン河流域東岸のテナントが、繰り返えし立ち上ったとき、重上問題となった。テナントの要求が自分たちに他の何を意味するにせよ、耕作した土地の所有は、地主の支配権からの独立・自由を意味した。キムやポノミイの主張、独立革命前の闘争が単に未開地をめぐる相争う要求から起こったとの主張は、反徒に政治的動機を否定し、彼らに狭い経済的野心を帰せしめることとなる。また、利害関係の一致が地主とテナントを協力させて独立戦争中に邦当局に対抗させたという見解は、リンドが指摘したように、民衆と地主の利害を引き裂いた一連の出来事を見逃がすこととなる。<sup>⑯</sup>

リース条件の実行阻止から、マナ領主を脅かしたり、その財産を破壊するまで、賃借人は、ヨーロッパの百姓同様の行動を示した。賃借人は、不動産上の改良への地主の関心と、破壊や混乱への地主の恐怖を利用するために、彼らの行動を調整した。また、強制的奉仕実行の

場合には、テナントは非協力的で不活発となった。ともあれ、地代滞納は、地主は耕地上の改良が保証となるかぎりある程度寛大であったけれども、多年にわたる問題点であった。土地所有者（Ⅱ地主）と占有者（Ⅱテナント）を拘束する定期賃貸借システムは、恭順の極と反抗の極の間で互い違いになる態度を調節しえる交互作用を作り出した。<sup>⑦</sup>

さて、次の段階は、テナントの公然たる義務履行拒否であった。テナントにとって、行動の提携のためには最小限組織が必要であった。テナントは、領主に対して裁判その他で協同行動をとった。例えば、一八四〇年代の反地代運動家は、タカニック相互提携協会を創設し、封建的残さいの排除を目ざして協約を作成、会費を徴収して活躍した。<sup>⑧</sup>

ところで、反徒グループは、政治家のなかに味方が増大し、マナ社会のなかに団結が拡大するのに気付いたが、騷擾の指導権は、テナント自身と同じ身分の人々からやってきた。しかし、運動が勢いをえ、制度上の仕組とともにそれ自体に権力を与えた一八四〇年代には、テナントではない人々が代弁者として現われた。例えば、コロンビア郡の医師ボウトン (Smith A. Boughton) は、一八四〇年代の運動での最有力活動家であった。ただし彼は、むしろ例外というべきであって、多くの運動の指導者は、村のより富裕な人々のなかから補充されたのである。<sup>⑨</sup>

テナントの抵抗は、時として暴力的となったが、致命的打撃は、不慮のエピソードであった。反地代運動家の関心は、民衆をではなく、土地権原を破壊することであった。すなわち、テナントの蛮行の例は枚挙にいとまがないが、要は、土地権原・証書、マナ所有権を確認する公式文書を無に帰せしめ、幾世代もの耕作の結果テナント自身に帰属すべき土地をマナ領主がさん奪したことを明らかにすればよく、敵（Ⅱ地主とその味方）の生命を傷つけようとするものでは絶対なかった。しかし狂暴な反徒は、法的訴追を免れる夢想的な方法に依存し、現行犯で捕えられれば長期投獄の危険があったから、インディアンなどに変装した。それはまた、敵を脅かしたり、ちよう笑する効果をもった。テナントの地主や州当局に対する挑戦的態度は、テナント民衆を団結させ、反徒の親交を固め、彼らの領主支配への反対を強化した。<sup>⑩</sup>

結局、テナントの司法上の抵抗は、マナ領主の権原の合法性の調査を求める、州当局宛の請願となった。すなわち、テナントは、マナ領主の土地権原をいんちきであるとの訴訟を起こして失敗すると、当局へ請願したのである。<sup>⑪</sup>ただし、テナントの裁判沙汰は、リビングストーン家のマナ領地私有権を揺がさなかったけれども、いくらかの実際的成果を生んだ。ともあれ、同家の土地が分割され、大きさが減少した

のは、相続法の改正に帰因するのではなく、同家のダイナミックスに由るものであった。例えば、最後の領主判事R・リビングストン (Judge Robert Livingston) は、息子の恒常的に増大する債務に配慮して、マナ領地を息子の債権者から守るために、他の四人の息子に細分した。従って、増大する同家の分家が、より小さい土地とより少数の借借人を有する地主となったのである。それにも増して同家は、財産に固執する一方、テナントの組織による訴訟と闘う出費か、地代収入を減少させたため、土地のいくらかを売却し始めた。一八二五年までは控えめであったが、一八三〇年代には、非リビングストン家への譲渡が劇的に増加し、一八四六年の州憲法改訂会議が封建的付帯物を非合法と宣言した後の一〇年間に頂点に達し、三九〇の耕地の所有者が変わった。そのときまでにテナントは、政治領域での支持を収集していたのであった。<sup>②</sup>

#### おわりに (勝利のパラドックス)

封建制度の顕著な様相は、多様な財産上の要求の承認であった。労役と交換に全資金的投入を地主が提供することを要した分益小作制<sup>シェア cropping</sup>とは違って、マナの契約は、地主とテナントを土地所有者と占有者として拘束、借借人に耕地入手のために金銭を調達し、家蓄や器具に投資することを強いたのみならず、地主にテナントがリース条件に応じるように経済外的圧力が行使する権限を与えた。しかし、それによってもともと定期賃貸借契約が正当化された地主の社会的・政治的秩序への貢献は、極小であった。社会に如何なる不可欠な奉仕もせずに、地主は、地代を徴収し、一保有者から他へ賃貸借地を移動させることもうけた。地主の特権は、単に伝統的な財産不可侵性の原則に由るものであった。絶対不可侵の財産所有権の属性のため、テナントの自己の土地をえんとする闘争は立往生した。しかし、一九世紀前半の産業化環境のなかで、財産権の正当性は、個人の所有権からより少なく、経済成長の潜在性からより多くの引き出されるに至った。すなわち、静的な農業的考えよりも営利的使用・発展のすぐれた効能が重視された。そして、このような観念の増加する普及は、アメリカ社会の資本主義への転換を告げるものであり、この概念上の進化は、そこでそれが、自由市場の諸事項を追求していた政治家、新聞編集者、裁判官の援助をえたところの政治的領域でのテナントの運動を助けた。こうして、一八四六年の新州憲法の採用とともに封建的残さいが明白に消滅

したとき、反地代運動家農民は、地主が逆説的敗北を被ったと同様、逆説的勝利を獲得したのである。新州憲法は、テナントを地主への私的義務から解放する一方、彼らを、彼らの直接の領域を超えた目に見えない市場諸力が彼らの生活条件を規定する世界へ押しやった。他方、領主は、気絶するような損失に出会った。すなわち領主は、たまたま領主特権に依存する私有財産から利潤を追求したいわば資本家であった。そして、自由市場と競争の名義で、その不動産収入源を地主から奪ったのは、資本主義であった。

七〇年間の闘争を通じて反徒が共にした社会的理想像は、地主のゆう長な生活様式の正当性を拒否した。労働こそが価値の創造者、富の発生機であり、土地財産は、そのうえに費やされた汗の成果として価値をえるがゆえに、価値は働く農民に所属するのが正当であった。しかしテナントは、無限の利潤の蓄積手段を求めはしなかった。彼らとしては、「一軒以上の家屋——それも本人が占有せねばならない——を所有してはならないのであった」<sup>④</sup>。彼らにとって、土地はなかんずく安定を代弁した。家族の労苦のゆえに、土地とその生産物への権利が与えられるのであった。性格上および起源上反領主性をもったが、テナントの闘争は、その生存を脅やかした資本家的押しつけへの反対から結果したものではなかった。実際テナントは、市場を、資本や生産諸要素のような觀念が信用を保持する抽象的な実在としてではなく、彼らが能力を達成せんがために自己の生産物を売却できる有形の場所としてみなした。地主・テナント関係は、家族からその労働を奪うがゆえに、民衆の福祉と相いれないものであった。テナントは、市民社会の一員となる弁明を明言し、独立した市民の権利を享受せんがために、「野蛮な生活様式の遺物」に打ち克たんと希望した。彼らは、経済的・政治的理論と連結し、史家ウッド (Gordon Wood) のいう「自尊心のしるし」にまで労働を昂揚したのである。他の農民が、合衆国憲法が保障した自由の下に生活しているのに、マナ契約書は、テナントをして、地主にひざまづき、屈辱をしのぶことを余儀なくされる奴隷的付属物を伴う生涯リースを経験せしめた。共和主義の政体の下で、私的奉仕と人民主権とは、相いれないものであった<sup>④</sup>。

ところで、労働こそが価値を生むとの説は、領主としての地主に挑戦するうえで不成功であった。成功は、アメリカ社会の変換からやってきた。テナントが、人間的条件について論じ続ける一方、その数が増加しつつある政治的同盟者は、経済発展を高めるための自由市場の必要について語り始めた。彼らにとって、譲渡許可料は、土地売却を妨げ、経済生活に有害な結果をもたらすものであった。テナント支持者は、コモンローが、不動産譲渡に当って許可料をとる権限を認めていないことを詳細に示すに至った。一八四五年の著名な反地代運動指

導者の極めて周知の裁判ののち、政府は、マナ問題を解決し、公的秩序に資する状態を確立する立法を勧告する委員会を指名したが、同委員会が一八四六年に提出した報告書は、「土地の自由な交換に重大な妨げが存在する云々」と指摘した<sup>⑤</sup>。ともあれ、テナントが土地を独立と安定の源泉とみなした一方、彼らの味方は、土地と労力を商品と考えた。ハドソン河流域の封建的残さい廃止は、一八四〇年代までに大部分の世論によって支持されたけれども、その擁護者の配置のなかに亀裂を示した。

マナ領主家族の財産は、労働と資本との間の闘争であるという説明に出くわした。「既得権」は、改良への妨害であった。バン・ビューレン (Martin Van Buren) 元大統領の息子ジョン (John Van Buren、民主党員) は、「ハドソン河流域のマナは、この国の災いである。とくに、農業、産業、企業にとって」と一八五〇年に論じた<sup>⑥</sup>。

その指導者が平均四、四一七ドルの不動産を所有したテナントの組織、タカニック相互提携協会が、なお労働価値説に固執し、インディアンの衣装と戦術を使って貴族的リビングストーン家への軽蔑を表わしている間に、商業志向でより裕福なテナント代表は、社会的・政治的平等要求をやめた。彼らは、新しい財産観とそれが伴う経済的機会という新しい観念を巧みに使用した。彼らは封建的付随物の廃止は公益であり、すぐれた領有権法のわく内にあるがゆえに、それらの付随物の全システムを廃止するために、行政的介入を勧告した。そして、このような理論づけが、一八四六年の州憲法改訂会議で支配した。新州憲法の条項は、「あらゆる付随物を伴うあらゆる種類のすべての封建的土地保有態様が廃止されることを宣言する」と定めた。この確定した法的根拠をもって、次の一五年間に、ニューヨーク法廷は、譲渡許可料を非合法で無効と宣するに至った。それは、定期貸借は、国の発展と改良や企業での民衆の進歩にとくに不都合であると信じた人々の勝利であった。テナントにとって、新州憲法の原則と法廷の判決もまた、勝利を示した。しかし彼らの得点は、真に明白なものではなかったかも知れない。すなわち、テナントは自己の耕作地を購入出来、私的奉仕は過去の制度となった。彼らは、私的依存の地を置き去りにした。だが彼らは、他の形で債務が契約される世界の入口に立たされた。地代ではなく、地代に代わっての元利、遠隔地にいる厚かましい金貸しないし土色顔のブローカーへの土地抵当権設定が問題であった。定期貸借を壊し、領主特権を終結させる憲法の決定に順応した党派が、どのような方策を講じるとしても、ハドソン河流域がアメリカ史の例外であることをやめたのは、資本主義が、マナでの領主体制の社会的関係を動揺させて始めて、可能であったのである。もちろん、テナント民衆のエネルギー、その役割を完全に無視できないけれども<sup>⑦</sup>。

重言すれば、先に筆者がキムのニューヨーク・マナが概して民主的であるという説に対して、「テナントが領主に永続した不満をもった」と主張したことは、本稿においても正当であることが確認できたのあり、そのような非民主的マナ社会が終結したのは、ニューヨークの資本主義化をまわったことであつたわけである。

註

- ① 茨木慶三、「アメリカ的社会的出現——ニューヨーク植民地大所領の場合——」〔開西アメリカ史研究会編著「アメリカの歴史 上」(一九八二)、29-47; 同上、「ニューヨーク大土地所有の残存と解体」〔開西アメリカ史研究会一九六二年会報〕; 同上、「革命後ニューヨークにおけるロイヤリスムの処遇と土地没収に関して」〔初等教育研究 第五巻第一号(一九八二)〕, 6-13. なお、同上、「十三植民地の封建遺制」〔史林 第四一巻第二号(一九五八)〕, 52-72を参照せよ。
- ② Martin Bruegel, "Unrest: Manorial Society and the Market in the Hudson valley, 1780-1850", *The Journal of American History*, March, 1996, 1393-1424.
- ③ David M. Ellis and Others, *A Short History of New York State* (1957), 160, 222.
- ④ E. Wilder Spaulding, *New York in the Critical Period, 1783-1789* (1932), 50.
- ⑤ Carl Becker, *The History of Political Parties in the Province of New York, 1760-1776* (1909), 8-17; Irving Mark, *Agrarian Conflicts in Colonial New York, 1711-1775* (1940), 65-6, 150-71; Spaulding, *op. cit.*, 82-3.
- ⑥ Louis Hartz, *The Liberal Tradition in America* (1955), 3-20, 52; Richard Hofstadter, *America at 1750: A Social Portrait* (1971), 11, 151-3, 174.
- ⑦ Sung Bok Kim, *Landlord and Tenant in Colonial New York: Manorial Society, 1664-1775* (1978), 234.
- ⑧ Oscar Handlin, "The Eastern Frontier of New York", *New York History*, Jan. 1937, 50-75; Dixon Ryan Fox, *Yankees and Yorkers* (1940), 140-51; Patricia U. Bonomi, *A Factious People: Politics and Society in Colonial New York* (1971), 5-8, 181-2, 200-16, 225-6; Kim, *op. cit.*, 282-3, 347, 412-5.
- ⑨ Staughton Lynd, *Class Conflict, Slavery, and the United States Constitution* (1967), 63-77 — Hereafter cited as CCSUSC; Edward Countryman, *A People in Revolution: The American Revolution and Political Society in New York, 1760-1796* (1981), 21-2, 40, 47-50.
- ⑩ Ellis, *Landlords and Farmers in the Hudson-Mohawk Region, 1790-1850* (1946), 312; Henry Christman, *Tin Horns and Calico* (1945), 1, 259-319.
- ⑪ Stephen Kurtz and James H. Hutson eds., *Essays on the American Revolution* (1973), 266-88.

- ②① Francis Hall, *Travels in Canada and the United States in 1816 and 1817* (1818), 35.
- ②② George Dangerfield, Chancellor Robert R. Livingston of New York, 1746-1813 (1960), 190; Ellis, "Land Tenure and Tenancy in the Hudson Valley, 1790-1860", *Agricultural History*, April, 1944, 78.
- ②③ Kim, op. cit., 162-234.
- ②④ Dangerfield, op. cit., 220; Spaulding, op. cit., 60-2.
- ②⑤ Mark, op. cit., 50-84.
- ②⑥ Bruegel, op. cit., 1402-3.
- ②⑦ Spaulding, op. cit., 82; Julian Ursyn Niemcewicz, *Under Their Vine and Fig Tree, Travels through America in 1797-1799, 1805* (1965), 197.
- ②⑧ Bruegel, op. cit., 1404.
- ②⑨ Kim, op. cit., 278; Ellis, *Land Lord and Farmers*, 108-9, 149-51.
- ②⑩ New York Secretary of State, *Census of the State of New York, for 1855*, xvii-xix (1857).
- ②⑪ Dangerfield, op. cit., 426.
- ②⑫ Ibid., 426.
- ②⑬ Timothy Dwight, *Travels in New England and New York, 1796-1815* (1821-1822), III, 406-7.
- ②⑭ Bruegel, op. cit., 1408.
- ②⑮ Countryman, op. cit., 17, 21-3, 264-5; Lynd, *Anti-Federalism in Dutchess County*, New York (1962), 39-41 — Hereafter cited as AFDC.
- ②⑯ Kim, op. cit., 158, 191-2.
- ②⑰ Alexis de Tocqueville, *The Old Regime and the Revolution* (1856), 85-97; Friedrich von Raumer, *The United States of North America* (1845), part 2, 3-4.
- ②⑱ Kim, op. cit., 163, 231, 234; Niemcewicz, op. cit., 185.
- ②⑲ Alfred Young, *Democratic Republicans of New York: The Origins, 1763-1797* (1967), 95, 96; AFDC, 18-9, 26, 92n.
- ②⑳ Bruegel, op. cit., 1412.
- ㉑ 回覧の一事を詳述すべし一八四〇年のセントニコラス全国大会を司会したPeter R. Livingstonの報告書(Bruegel, op. cit., 1412, n②③).
- ㉒ Dangerfield, op. cit., 88, 222-3; Kim, op. cit., 127.
- ㉓ Young, op. cit., 291; Bonomi, op. cit., 7, 200.
- ㉔ Spaulding, op. cit., 81.
- ㉕ Bonomi, op. cit., 225-6; Kim, op. cit., 344, 367, 412; CCSUSC, 25-77; Countryman, op. cit., 151-2; Young ed, *Beyond The American*

Revolution: Explorations in the History of Americal Radicalism (1993), 224-5.

②⑦ Kim, op. cit, 208-11.

②⑧ Ellis, op. cit., 246.

②⑨ Bruegel, op. cit., 1416-7.

③⑩ Ibid., 1417-8.

③⑪ Lawrence H. Leder, Robert Livingston, 1654-1728 and the Politics of Colonial New York, passim; Mark, op. cit., 19-42.

③⑫ Spaulding, op. cit, 69.

③⑬ Bruegel, op. cit., 1421.

③⑭ Gordon S. Wood, The Radicalism of the American Revolution (1992), 271-86.

③⑮ New York State, Documents of the Albany (1846), 8.

③⑯ Mr. John Van Buren's Argument in the Livingston Manor Case (1850). 7.

③⑰ Hanklin B. Hough ed., Constitution of the State of New York Adopted in 1846 (1867), art. 1. sec. 12.

③⑱ 茨木慶三「アメリカ的社会的出現」, 46-7.

[了]